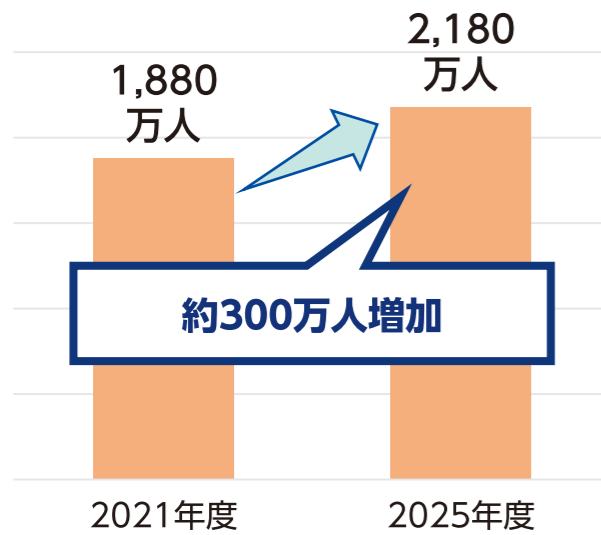


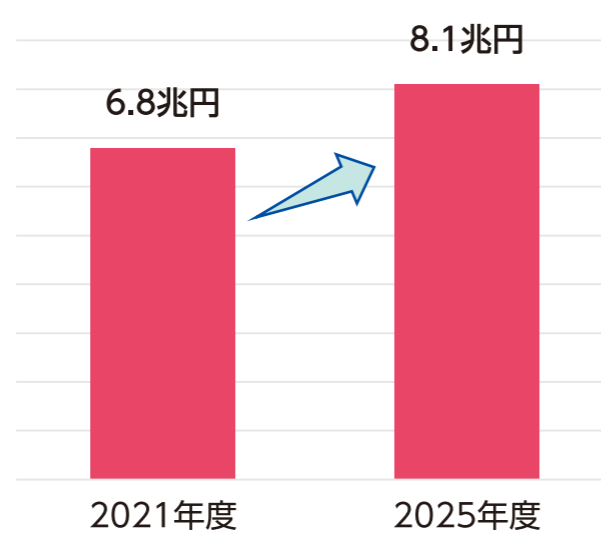
## 見直しの背景

令和4年度以降、団塊の世代が75歳以上となるため、今後、医療費の増大が見込まれます。

75歳以上人口の増加(全国)



現役世代からの支援金の増加



後期高齢者の医療費のうち、窓口負担を除いて約4割は現役世代(子や孫)の負担(支援金)となっており、今後ますます増加していく見通しとなっています。

75歳以上の後期高齢者の医療費の財源内訳(総額約18.4兆円)

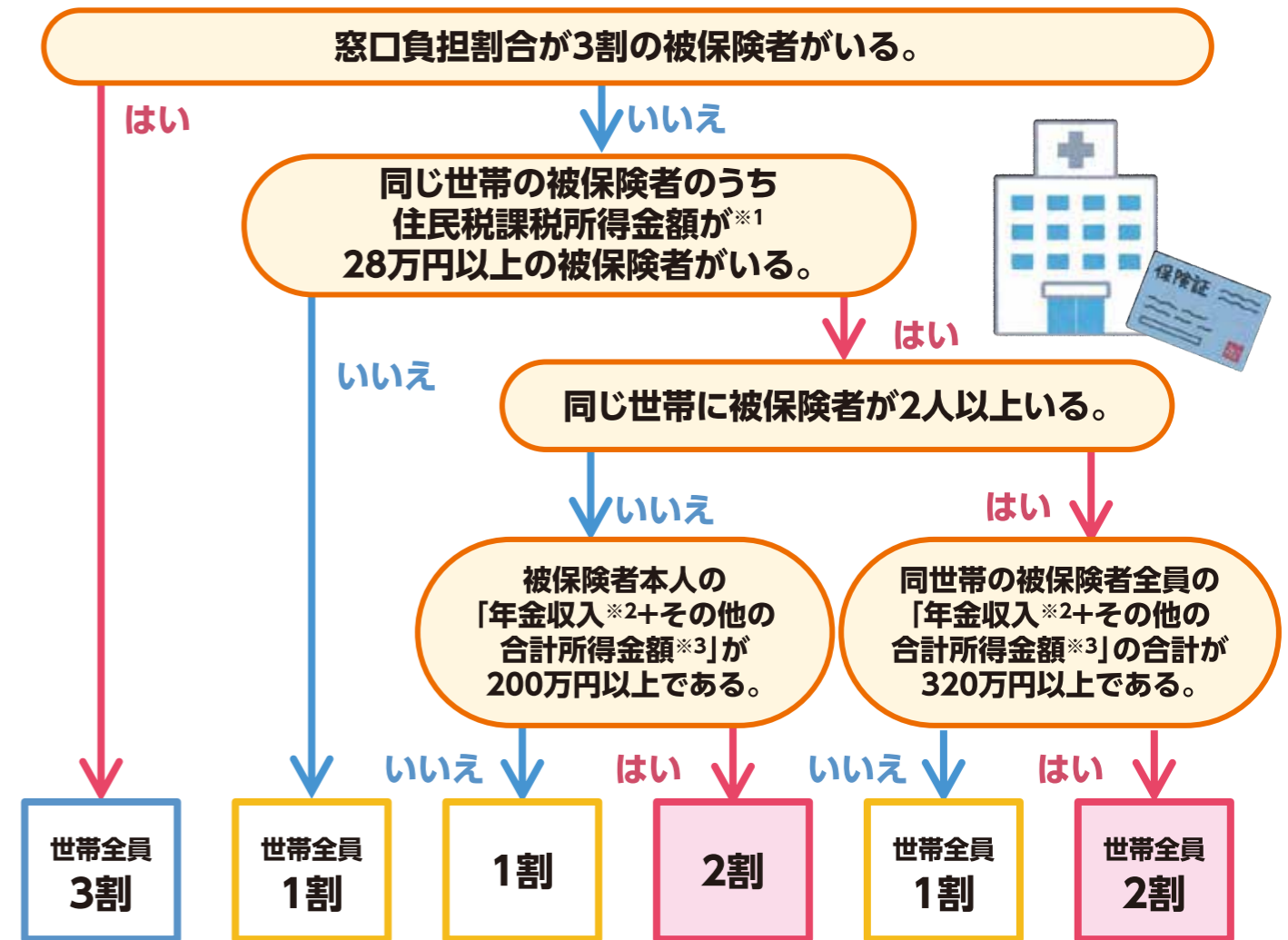
※令和4年度予算案ベース



今回の窓口負担割合の見直しは、現役世代の負担を抑え、国民皆保険を未来につないでいくためのものです。

## 窓口負担割合2割の対象となるかどうかは主に以下の流れで判定します

世帯の窓口負担割合が2割の対象となるかどうかは、後期高齢者医療の被保険者の方の住民税課税所得金額<sup>※1</sup>や年金収入<sup>※2</sup>等をもとに、世帯単位で判定します。(令和3年中の所得をもとに判定します。)



※1 「住民税課税所得金額」とは、住民税納税通知書の「課税標準」の額(前年の収入から、給与所得控除や公的年金等控除等、所得控除(基礎控除や社会保険料控除等)を差し引いた後の金額)  
 ※2 「年金収入」には遺族年金や障害年金は含みません。  
 ※3 「その他の合計所得金額」とは、事業収入や給与収入等から、必要経費や給与所得控除等を差し引いた後の金額  
 ※非課税世帯の方は1割負担となります。

### 被保険者証(保険証)が令和4年度は2回送付されます

- 1回目：7月中に全被保険者に送付します。  
(保険証有効期限：令和4年8月1日～令和4年9月30日)
- 2回目：9月中に全被保険者に送付します。  
(保険証有効期限：令和4年10月1日～令和5年7月31日)

※令和4年10月より窓口負担割合が2割となる方については、2回目の送付時に2割の保険証を送付します。1回目の送付時と窓口負担割合に変更がない方についても、2回目にも有効期限が令和5年7月31日までの保険証を送付します。